

「厚木市立小・中学校の通学区域再編成及び学校規模に関する基本方針」について【概要版】

1 策定の趣旨

児童・生徒にとって、より良い教育環境とするため、学校規模の適正化を図ることを目的に、通学区域の再編成及び学校規模に関する基本方針（基準や基本的な考え方）を策定します。

2 基本方針の概要

第1章 現状 児童・生徒数については過去の推移と平成36年度までの推計から、緩やかな減少傾向が見込まれます。

第2章 課題 児童・生徒数の減少が見込まれる中、小規模校化が進むことが想定されます。また、一方で児童・生徒数の局地的な増加に伴い学級数が増加している学校があり、学校規模の適正化が課題となっています。

第3章 基準 通学区域制度及び学校規模の法的根拠や基本的な考え方を示しています。
 ○住所により就学する学校を指定する通学区域制度を基本とする。
 ○適正規模校の学級数を12～24学級とする。
 ○再編成等に当たっては、通学距離や安全性、1中学校・2小学校の原則、保護者・地域住民の意向等を総合的に考慮する。

第4章 方針 第3章基準に定める適正規模校の学級数を目標に適正化を図り、教育環境をより良いものとするを方針としています。

適正化を図る基準

- ・大規模状態等の継続が見込まれる。
- ・仮設校舎対応の状態の継続又は教室不足が見込まれる。
- ・施設面での制約が生じ、今後もこの状態が見込まれる。
- ・小規模状態で児童・生徒数の減少が見込まれる。

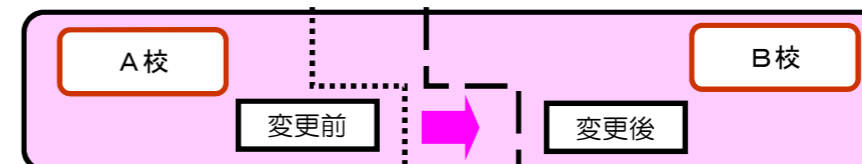
適正化の方策

- ・通学区域の変更
- ・対象を限定した通学区域の設定
- ・住居からおおむね1km以内の学校の選択
- ・隣接区域への中学校選択制
- ・小規模特認校制度^{※注}による特例

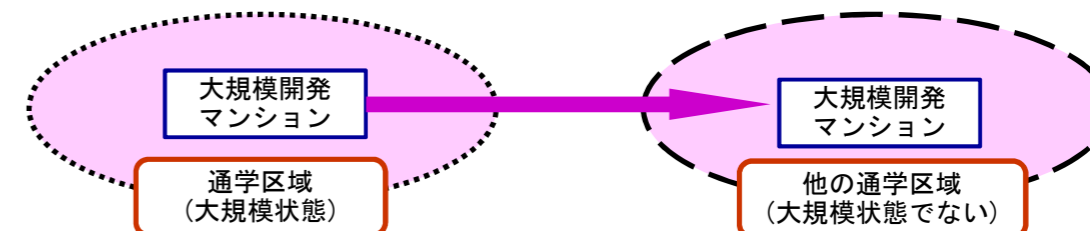
注：小規模特認校制度・・・従来の通学区域は残したままで、小規模の特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認める制度

学校規模の適正化の方策イメージ

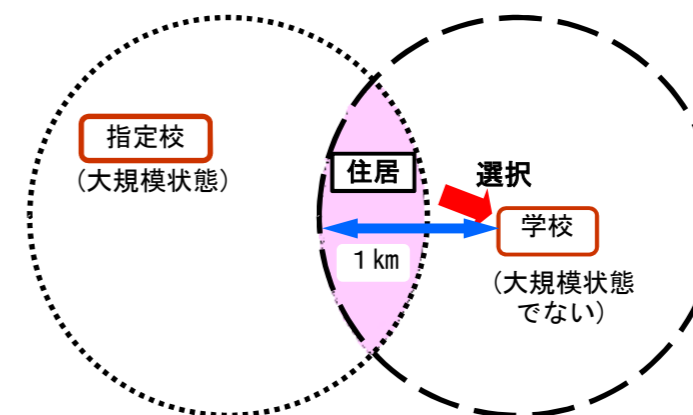
(1) 通学区域の変更



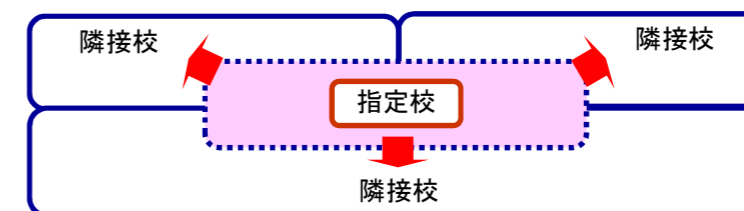
(2) 対象を限定した通学区域の設定



(3) 住居からおおむね1km以内の学校の選択



(4) 隣接区域への中学校選択制



(5) 小規模特認校制度による特例

